

香美町香住区小学校等再編検討委員会(第11回)

日時:令和7年6月30日(月)19:30～

場所:香美町役場 3階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

・教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 閉校記念事業について

① 閉校式の日程調整について

柴山 : 令和8年3月28日(土) 午前9時～

長井 : 令和8年3月28日(土) 午前11時～

余部 : 令和8年3月28日(土) 午後2時～

② 閉校記念事業費補助金について

(2) 閉校後の施設利活用について

(3) その他

次回開催日 令和 年 月 日()19時30分から

香美町役場 3階 大会議室

4 閉 会

香美町香住区小学校等再編検討委員会 委員名簿

令和7年 6月30日現在

No.	所属	役職	氏名	備考
1	香住地区区長会	代表	<u>中村 晃</u>	区長会長
2	奥佐津地区区長会	代表	秋山 均	区長会長
3	佐津地区区長会	代表	茨 勝	区長会推薦
4	柴山地区区長会	代表	今西 康喜	区長会推薦
5	長井地区区長会	代表	<u>立脇 智</u>	区長会長
6	余部連合自治会	代表	<u>岡本 哲郎</u>	連合自治会推薦
7	香住小学校PTA（奥佐津）	代表	高原 美代子	PTA推薦
8	香住小学校PTA（佐津）	代表	亀村 貴彦	PTA推薦
9	柴山幼小PTA	代表	<u>藤原 節子</u>	PTA会長
10	香住小学校PTA	代表	<u>田村 竜二</u>	PTA会長
11	長井幼小PTA	代表	西川 伸貴	PTA推薦
12	余部幼小PTA	代表	北村 祥彦	PTA推薦
13	香住幼稚園PTA	代表	<u>小野 泰助</u>	PTA会長
14	柴山小学校・幼稚園	校園長	上田 通治	学校園代表
15	香住小学校	校長	寺田 浩史	学校代表
16	長井小学校・幼稚園	校園長	<u>田中 淳二</u>	学校園代表
17	<u>余部小学校</u>	<u>校長</u>	木村 好伸	<u>学校代表</u>
18	香住幼稚園	園長	達富 真美保	園代表
19	教育委員会	教育長	前田 毅	委員長

	教育委員会教育総務課	<u>課長</u>	山田 貴広	事務局
	教育委員会こども教育課	課長	井上 修三	事務局
	教育委員会教育総務課	<u>参事</u>	清水 幸信	事務局
	教育委員会教育総務課	<u>副課長</u>	<u>井上 直樹</u>	事務局
	教育委員会こども教育課	参事	上田 智康	事務局
	教育委員会こども教育課	副課長	今西 勝彦	事務局

◇閉校式の日程について

(事務局案)

月日：令和8年3月28日(土)

- | | |
|---------------|-------|
| ① 9:00～10:30 | 柴山小学校 |
| ② 11:00～12:30 | 長井小学校 |
| ③ 14:00～15:30 | 余部小学校 |

◇香美町立学校等閉校・閉園記念事業費補助金見込額

年度	小学校等	児童・園児数	校区内世帯数	基礎額①	校区配分額② (児童園児数＋校区内世帯数) × 単価500円	計①＋②	補助金上限額 (左記千円未満切捨て)
7	柴山小学校	38	395	100,000	219,000	319,000	319,000
	柴山幼稚園	5					
	長井小学校	26	188	100,000	108,000	208,000	208,000
	長井幼稚園	2					
	余部小学校	10	178	100,000	94,000	194,000	194,000
	余部幼稚園						

※児童・園児数は令和7年5月1日現在、校区内世帯数は令和7年5月23日現在の数字

※補助金額は、基礎額＋（児童・園児数＋校区内世帯数）×500円で算出した額、または実事業費のいずれか少ない方とする。

香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、香美町内の幼稚園又は小学校（以下「学校等」という。）の閉校及び閉園（以下「閉校」という。）に伴い、これを記念するための事業（以下「閉校記念事業」という。）を行う団体に対し、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成 17 年香美町規則第 37 号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 この要綱による補助金の交付対象者は、閉校する学校等の校区の住民の代表その他関係者で構成された組織であって町長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付対象事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付対象事業及び経費は、別表 1 のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表 2 に定める額とする。ただし、補助対象となる経費の合計（以下「補助金等対象事業費」という。）がこれを下回る場合は、補助金等対象事業費とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、原則として閉校する学校等につき 1 回かつ 1 団体のみとし、後年度において交付しないものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業等計画書（様式第 2 号）

- (2) 予算書（事業費明細書）（様式第3号）
- (3) 補助事業者構成員等一覧表（様式第4号）
- (4) 校区内児童・園児数・戸数一覧表（様式第5号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金変更交付申請書（様式第7号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で町長の認めるものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部について内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 町長は、事業の運営上必要があると認めるときは、交付を決定した額（以下「交付決定額」という。）を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金（概算・精算）請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）に交付決定通知書又は変更交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（事業の完了報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して、

30日以内又は交付決定の属する年度の3月31日(同日が町の休日にあたる場合は、その前開庁日とする。)のいずれか早い日までに香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、確定した額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の精算)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金額が確定したときは、請求書により補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第8条の規定により概算払を受けているときは、確定額から概算払の額(以下「概算払額」という。)を差し引いて請求するものとする。

2 補助事業者は、概算払額が確定額を超えているときは、実績報告書を提出した日の翌日から起算して7日以内にその差額を返金するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金を交付することが不適切であると認められる事実があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

- 3 この告示の失効の日前に交付決定を行った補助金については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

対象事業	閉校記念として行う式典、講演会、記念誌・記念映像・記念品の製作・配布等町長が認める事業
対象経費	報償費(講師謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費)、役務費(通信運搬費、広告宣伝費等)、委託料、使用料及び賃借料(会場使用料、物品賃借料等)、原材料費、負担金、その他町長が必要と認める経費

別表2 (第4条関係)

基礎額	校区配分額	補助金の額
100,000円	閉校する学校等の当該年度の児童・園児数及び当該校区内の戸数の合計に500円を乗じて得た額	基礎額及び校区配分額の合計

香住区小学校の閉校後の利活用の方向性について（案）

標記の件について、第10回香住区小学校等再編検討委員会で伺った、再編後の施設利活用に対する地域や保護者の意見・要望をもとに、教育委員会としての利活用の方向性をまとめました。

今後、次の方向性による利活用が可能かどうかを教育委員会及び町の公共施設利活用検討委員会で検討していく予定です。

1. 教育委員会施設としての利用を検討するもの

(1) 地区公民館への転用検討

旧奥佐津小学校（校舎）、旧佐津小学校（校舎）、長井小学校（校舎）
長井幼稚園（園舎）

※地区公民館として利用しない部分は、レンタルスペース等、民間利用についても検討する。

(2) 認定こども園への転用検討（地区公民館との複合施設についても検討）

柴山小学校（校舎、グラウンド）

(3) 教育委員会倉庫・書庫への転用検討

柴山幼稚園（園舎）

(4) 社会体育施設への移管検討

柴山小学校（体育館）・・・避難所としても利用

(5) 放課後児童クラブに転用済

旧佐津幼稚園（園舎）

2. 当面、普通財産として管理し、地域の利用や避難所として利用するもの

旧奥佐津小学校（体育館、グラウンド）

旧佐津小学校（体育館、グラウンド）

長井小学校（体育館、グラウンド）

余部小学校（体育館、グラウンド）

3. 防災安全課及び消防団管理をお願いするもの（防火水槽として利用する場合）

旧奥佐津小学校（プール）

柴山小学校（プール）

余部小学校（プール）

4. 公共施設利活用検討委員会で検討するもの

余部小学校（校舎）

- 5. 解体撤去を検討するもの
 - 旧佐津小学校（プール）
 - 長井小学校（プール）
 - 御崎分校（校舎）
 - 余部幼稚園（園舎）

◇閉校後の施設利活用について（香住区小学校等再編検討委員会における保護者、地域の意見・要望＋教育委員会提案）

学校園名	施設名	建築年	構造・階 面積等	閉校後の地域主体の利用見込み		地域等の意見・要望・提案	現在の利用状況 (学校目的以外)	利活用の方向性 (教育委員会案)
				有無	利用方法			
奥佐津小	校舎	S47	RC2F 1,318㎡	有・無	なし	・ハザードマップの区域外であり安全な場所にある ・地区公民館を移転(現施設は借地であり耐震化されていない) ・避難所として残してほしい ・レンタルスペースなど民間の利用や地元で雇用が生まれる施設や福祉施設	ラジオギャップファイバー 装置あり (エアコン撤去済)	・地区公民館への転用検討 ・民間利用の検討
	体育館	S46	RC1F 472㎡	有・無	地区文化祭	・地区文化祭で使用する ・スポーツ等が地区民が使用する ・避難所として残してほしい	地区文化祭 卓球(中学生)	【普通財産】 災害時の避難所として利用 地区行事等で利用
	グラウンド	—	4,188㎡	有・無	地区体育祭	・地区体育祭で使用する ・遊具を残してほしい	地区体育祭	【普通財産】 地区行事、地域住民等の利用
	プール	S54	25m × 5.3-λ	有・無	防火水槽	・防火水槽として使用する	防火水槽	【所管替え】 防火水槽として使用の場合、維持 管理は防災安全課又は地元にお 願いしたい
	校舎	S49	RC3F 1,302㎡	有・無	なし	・レンタルスペース、テナント、コミュニティ空間 ・宿泊施設、レストラン ・エビの養殖(香住高校や水産業者とのコラボ) ・企業誘致(野菜工場等)	(エアコン撤去済)	・地区公民館への転用検討 ・民間利用の検討
佐津小	体育館	S51	RC1F 515㎡	有・無	文化祭	・避難所として残してほしい ・地域住民の運動や文化祭等で使いたい ・ワイン工場、貯蔵庫等		【普通財産】 災害時の避難所として利用 地区行事等で利用
	グラウンド	—	2,945㎡	有・無	運動会 グラウンドゴルフ	・地域住民が運動、グラウンドゴルフ、運動会等で使いたい ・イベント会場や地域住民が憩える公園 ・グランピング施設	グラウンドゴルフ	【普通財産】 地区行事、地域住民等の利用
	プール	S57	25m × 5.3-λ	有・無	なし	・防火水槽として残してほしい ・プールとして使えるようにしてほしい ・チョウザメ、トラウトサーモン等の養殖	近隣から臭いについて苦情 があり、水を抜いている状 態	解体撤去の検討
佐津幼	園舎	S49	RC1F 208㎡	—	—	—	【放課後児童クラブ】	放課後児童クラブ

学校園名	施設名	建築年	構造・階 面積等	閉校後の地域主体の利用見込み		地域等の意見・要望・提案	現在の利用状況 (学校目的以外)	利活用の方向性 (教育委員会案)
				有無	利用方法			
柴山小	校舎	H2	RC3F 2,535㎡	有・無	なし	・社会福祉施設、障害者福祉施設への活用 ・地区公民館の移転(現施設が古い) ・図書館的な利用、レンタルスペース ・屋内遊戯施設 ・認定こども園として利用 ・避難所	ラジオギャップファイラー 装置あり	①認定こども園への転用検討 ②認定こども園と地区公民館の複 合施設への転用検討
	体育館	H3	RC2F 1,089㎡	有・無	社会体育	・これまでどおり社会体育で利用したい ・避難所として備蓄の充実にしてほしい	社会体育	社会体育施設へ移管
	グラウンド	—	3,980㎡	有・無	地区運動会 社会体育	・地区運動会や社会体育で利用したい ・子どもの遊び場	地区運動会 社会体育	①認定こども園への転用検討 ②認定こども園と地区公民館の複 合施設への転用検討
	プール	H8	25m × 50m	有・無	防火水槽 水泳教室	・小学生の水泳教室や高齢者の水中ウォーキングで使えるようにしてほしい ・防火水槽として残してほしい ・氷を使わないスケートリンク(エクストライアイス) ・太陽光発電設備の設置 ・取り壊し	防火水槽	【所管替え】 防火水槽として使用の場合、維持 管理は防災安全課又は地元にお 願いしたい
柴山幼	園舎	S55	RC1F 359㎡	有・無	なし	・民間のデイサービスやグループホームで活用してもら ・レンタルスペース ・保育所(認定こども園)として利用 ・取り壊し		教育委員会書庫・倉庫
長井小	校舎	S50	RC3F 1,306㎡	有・無	なし	・企業誘致できないか ・地区公民館を移転(現施設が雨漏りしている) ・避難所	ラジオギャップファイラー 装置あり (エアコン移設予定)	・地区公民館への転用検討 ・民間利用の検討
	体育館	S52	RC1F 509㎡	有・無	地区文化祭 社会体育	・避難所として残してほしい ・バレーボールや文化祭等で使いたい	地区文化祭 社会体育	【普通財産】 災害時の避難所として利用 地区行事等で利用
	グラウンド	—	3,361㎡	有・無	地区体育祭 社会体育	・ソフトボール教室、グラウンドゴルフ、地区体育祭等で使いたい	地区体育祭 社会体育	【普通財産】 地区行事、地域住民等の利用
	プール	S55	25m × 50m	有・無	なし	・メダカを飼ってはどうか ・すでに使用していないので取り壊してよい		解体撤去の検討
長井幼	園舎	S63	RC1F 240㎡	有・無	なし	・これまでどおり地区文化祭の家屋として使用できればありがたい ・多目的施設にするか取り壊し	(エアコン移設予定)	・地区公民館への転用検討 ・解体撤去の検討

学校園名	施設名	建築年	構造・階 面積等	閉校後の地域主体の利用見込み		地域等の意見・要望・提案	現在の利用状況 (学校目的以外)	利活用の方角性 (教育委員会案)
				有	無			
余部小	校舎	S41	RC3F 1,565㎡	有	無	・地区文化祭の展示会場として引き続き使いたい ・テニスコートやエアスペース ・レンタルキッズやレストロン ・親光スボットとしての活用 ・避難所	地区文化祭 ラジオギャップフライ 装置あり (エアコン移設予定)	【公共施設利活用検討委員会協 議】
	体育館	S53	RC1F 525㎡	有	無	・地区文化祭やスポーツクラブ21で使いたい ・余部地区以外の人も自由に使えるように ・避難所としてほしい	地区文化祭 社会体育	【普通財産】 災害時の避難所として利用 地区行事等で利用
	グラウンド	—	4,188㎡	有	無	・地区体育祭やスポーツクラブ21で使いたい ・キャンプ施設、駐車場 ・余部地区以外の人も自由に使えるように	地区体育祭 社会体育	【普通財産】 地区行事、地域住民等の利用
	プール	S55	25m ×5コース	有	無	・防火水槽として残してほしい ・屋根を付けて地区民プールとして使えるようにしてほしい	防火水槽	【所管替え】 防火水槽として使用の場合、維持 管理は防災安全課又は地元にお 願いしたい
	校舎	S59	W1F 175㎡	有	無		休校中 (エアコン撤去済)	解体撤去の検討
御崎分	校舎	S59	W1F 175㎡	有	無		休校中 (エアコン撤去済)	解体撤去の検討
余部幼	園舎	S49	S1F 230㎡	有	無	・校舎と合わせて利用する ・防災倉庫として活用	休園中 (エアコン移設予定)	解体撤去の検討

公共施設利活用検討フロー図



